

保育者養成校における教科目「保育表現技術」の捉え方と課題 —音楽担当者の立場からの考察—

村上玲子^{*1}・三島瑞穂^{*2}

(^{*1}宇部フロンティア大学短期大学部保育学科・^{*2}宇部フロンティア大学人間社会学部福祉心理学科)

Interpretations and Problems of the Subject “Early Childhood Education Expression Skills” in Training
Schools for Nursery Teachers : A Study from the Viewpoint of Music Teachers

Reiko Murakami^{*1} and Mizuho Mishima^{*2}

(^{*1}Department of Nursery Education, Ube Frontier College・^{*2}Faculty of Humanities and
Social Sciences, Ube-Frontier University)

平成 22 年の保育士養成課程の改正において「基礎技能」は「保育表現技術」に変更された。その趣旨は、子どもの表現を広義に解釈し保育現場に沿った子どもの活動や遊びを展開していくための保育表現技術の習得を目指すことである。本稿では、音楽表現領域にかかわる改正前「基礎技能」と改正後「保育表現技術」のカリキュラム内容及びその視点を検討することで、養成校を主体とする学生の技能の視点から、保育の現場を主体とする技術の視点へと教科目そのものの位置づけの転換が図られたことを明らかにした。また改正に至った経緯・変遷をたどり、保育の現場と保育者養成校、そして学生の間でカリキュラム変更後の表現活動の具体的な内容のイメージが共有されていないという、改正の趣旨を具現化する上での課題を明らかにした。この課題を解消するため、保育所保育指針に基づき、保育内容領域「表現」との関連を論じ、保育者養成校における教科目「保育表現技術」に挙げられている目標の習得に向け、授業の内容の捉え方を探った。(注：文中の保育者養成とは保育士養成・幼稚園教諭養成・保育教諭養成を指す)

キーワード：保育者養成，保育表現技術，保育内容領域「表現」，音楽表現活動，授業内容

1. はじめに

平成 22 年の保育士養成課程の改正によって、教科目「基礎技能」が「保育表現技術」に変更されて 7 年が経過した。シラバスの内容には保育内容を見据えた基礎知識や技術が求められ、保育を中心とした表現の技術が明記された¹⁾。このことは、改正前の教科目の位置づけとは大きく異なり、保育者養成校の教員にとっても大きな転換であったといえる。この 7 年の間で音楽表現領域にかかわる担当教員は、どのように意識転換し、授業を行ったのであろうか。

改正の趣旨は、「子どもの表現を広く捉え、子ども自らの経験や周囲の環境との関りを様々な表現活動や遊びを通して展開していくことが重要であることを踏まえ、このような子どもの表現に係る保育士の保育技

術を修得する教科として「保育表現技術」に名称変更する。また、現行の「基礎技能」内容にある音楽、造形、体育を音楽表現、造形表現、身体表現、言語表現とするが、これらに関する表現技術を保育との関連で修得できるようにすることが必要である。」(保育士養成課程等の改正について(中間まとめ)平成 22 年 3 月 24 日保育士養成課程検討会)と示された¹⁾。これは、子どもの表現を広義に解釈し保育現場に沿った子どもの活動や遊びを展開していくための保育表現技術の習得を目指すものである²⁾。

しかし、久光ら³⁾の保育者養成校教員への改正の評価及び授業内容についての調査によると、改正の趣旨や内容の理解は進んでいるものの、改正に対する評価は分かれた。学生や保育現場にとって本改正は有効であったという認識が見られる一方で、養成校・教員に

とって有効であったかについては評価が二分していた。さらに、実質的な授業内容の変更はあまり見られなかったことや、改正の内容について一定数の否定的な回答があり、教員が改正の内容を全面的に受け入れているとは言い難い現状があることが推測された。このことから、平成22年に改正されたカリキュラムでは、改正の方針が示されていたものの、具体的な教育内容が曖昧であったため、養成校によって解釈が異なったのではないかと示唆された。

この背景として次のようなことが考えられる。まず、カリキュラム変更が保育現場に浸透しているわけではなく、採用試験や実習で変わらずピアノ実技を課す保育所・幼稚園は少なくない。また、保育者養成校においても、基礎技能の音楽、造形、体育の分野では、特殊な技術や訓練を伴う専門性が求められる傾向にあり、担当する教員も、音楽・造形では芸術系大学出身者、体育領域では体育系大学出身者が多い。一方、学生の音楽経験に目を向けると、音楽経験の有無によって音楽の知識や技術に個人差がある。

このような現状の中、平成28年度の幼稚園教諭の養成課程のモデルカリキュラムの開発に向けた調査研究の報告（一般社団法人保育教諭養成課程研究会、平成29年3月⁴⁾では、これまでの養成課程における「教科に関する科目」と「教職に関する科目」との連携の不十分さが指摘された。検討の結果、5領域の教育内容の指導において、幼児の実態に即した総合的に指導できる幼稚園教諭の養成を目指した新しいカリキュラムとして、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」における「イ領域に関する専門的事項」「ロ保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用法を含む。）の5領域別のモデルカリキュラムを提案している。

このことは、前述で述べた平成22年の保育士養成課程改正に伴い、教科目「基礎技能」が「保育表現技術」へと大きく変更されたことに連動した幼稚園教諭養成課程の変更と解釈することができる。幼稚園教育は、環境を通して行う教育を基本とし、幼児期に相応しい生活、遊びを通してねらいを総合的に指導、発達の特性に応じた指導が求められる。その意味でモデルカリキュラムの作成では、保育内容5領域の教育内容の指導において、幼児の実態に即して総合的に指導できる幼稚園教諭の養成を重視していることが分かる。

一方、平成29年3月には新幼稚園教育要領が告示された⁴⁾。これを受け、文部科学省の教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会では、幼稚園教諭

養成課程における実践力育成の核となる科目「保育内容指導法（情報機器及び教材の活用を含む.）」と「幼児理解の理論及び方法」、さらに、「領域に関する専門領域」等のモデルカリキュラムの開発に取り組んでいる。現状の幼稚園教諭の養成課程における多種多様な授業と養成課程の質の保証という課題も浮き彫りになり、質の保証という観点からカリキュラムの見直しが必要であると示唆し、6月には教職課程コアカリキュラムが示されることになっている。

そして、平成29年5月24日には、保育士養成課程等検討会において保育所保育指針改定を踏まえた保育士養成課程の検討内容（例）が示され、3歳未満児への保育、乳児保育に関する内容の充実と科目の検討、保育内容に関する科目の充実等が挙げられた⁵⁾。

以上のことより、保育者養成校は、平成31年度の新しい幼稚園教諭養成課程の施行に向け、子どもの発達の視点に立ち、子どもの遊びを豊かに展開するための音楽表現技術の習得へと教育の方向性を模索していくことが急務である。

2. 目的

教科目「基礎技能」と「保育表現技術」の間では、学生が実際に習得する技術の内容には、「言語表現」が加わった。さらに、教育上の視点と教科目の内容には本質的な変更があったと考える。「基礎技能」では音楽・造形・体育それぞれの分野に関する専門的な技能と知識を身につけることが目的であり、その内容が保育現場でどう活かされるかという視点は見られなかった。一方、保育表現技術の習得は、保育現場で子どもの表現を広義に解釈し保育現場に沿った子どもの活動や遊びを展開していくためにある。「保育表現技術」では保育現場への連続性が明確に示され、子どもを対象にした表現という視点に立って捉えている。

本稿では、改正前「基礎技能」と改正後「保育表現技術」のカリキュラム内容と、その視点の変化を検討する。また新・旧の保育所保育指針、改正に至った経緯・変遷をたどり、「保育表現技術」の方針を具現化する上での課題について論じる。それに基づき、保育者養成校において、子どもの活動や遊びを展開し、子どもの豊かな表現を培っていくための保育表現技術を学生が習得できるよう、教科目の内容の捉え方を探る。

3. 教科目「基礎技能」と「保育表現技術」

3-1. 「保育表現技術」に至った改正の趣旨

平成22年の厚生労働省保育士養成課程等検討会における改正の趣旨によると、改正の基本的な考え方は、保育所保育指針の改定内容及び改正・見直しの背景を踏まえたものである¹⁾。その中で「保育の本質・目的の理解に関する科目」が「保育の本質・目的に関する科目」に、「保育の内容・方法の理解に関する科目」が「保育の内容・方法に関する科目」に改められた。これは学生の理解を超えて保育を最終的な目的とすることで、学びの観点を明確にしたといえる。その一つ、教科目「基礎技能」は保育を機軸とした「保育表現技術」に変更された。「保育表現技術」では子どもの表現を広くとらえ、子ども自らの経験や周囲の環境との関わりを様々な表現活動や遊びを通して展開していくことを踏まえており、それが可能な知識と技術の習得が求められる。

次に、厚生労働省「保育士養成課程検討会資料¹⁾」を基に改正前教科目「基礎技能」と改正後教科目「保育表現技術」の目標と内容の変更点を明らかにする。

3-2. 「基礎技能」から「保育表現技術」への変更内容

「基礎技能」から「保育表現技術」への改正に際して、目標と内容は大きく次の四つの点で変更された。

その一つめは、保育者養成校の中で学生を中心にした展開から、子どもにおいて展開される保育という視点の転換である。

「基礎技能」では、音楽、図画工作、体育と、それぞれ単独の専門教科として置かれ、幼稚園教諭養成課程における教科教育的な意味合いが含まれていた。あくまで“養成校の学生”が習得すべき「知識と技能」が記載されていた。また、その課題は、ソルフェージュや伴奏法、ペープサート、身体運動や運動遊び等、学生の演奏や造形、身体運動等の技能を特定のレベルまで高めることに主眼が置かれていた。

それに対して「保育表現技術」のねらいは子どもの遊びを豊かに展開するためにあることが明記された。「基礎技能」のように4つの表現分野が独立して記載されることはなく、“保育現場の子ども”を主体として「子どもの表現を広く捉え、子ども自らの経験や周囲の環境との関わりを様々な表現活動や遊びを通して展開していく」ための環境構成と保育の展開に必要な知識や技術の習得が挙げられた²⁾。また、「基礎技能」

の内容にある音楽、造形、体育のそれぞれの教科には「表現」の文言が付加され、音楽表現、造形表現、身体表現となり、新たに言語表現も組み込まれた。より「子どもの表現」を意識した内容になっているといえる。子どもの表現活動は分野ごとに単独に展開されるのではなく、他の表現活動とも協働させながら遊びを展開することが必要不可欠といえる。ただし、それは改正前のような指示的な具体性はなく、あくまでも子どもの発達と経験を中心とする環境構成と保育の展開を想定した抽象度の高い内容にとどまっていた。

保育内容領域「表現」の視点から考えても、子どもの表現の豊かさや表現する力、また表現する楽しさや他者とかかわりを深めていくためには、幼少期に様々な表現の方法を身につけることが大切であり、それらの体験ができる活動を生活の中で環境として用意する必要がある。そのために、音楽や造形、身体、言語を通じた表現活動が保育の環境として必要であり、「保育表現技術」の内容に結びついたと考えられる。保育者には、活動で取り扱う素材や教材の本質や扱い方の技術によって子どもの表現活動や豊かな遊びの展開とその環境を構成する等、表現活動を支えるための確かな知識や技術が求められるといえる。

このように、主体が学生から子どもに移行することによるカリキュラム設定の視点の転換は、「技能」と「技術」という概念の違いにも表れている。これが二つ目の変更点である。「技能」は人が「技術」を習得した結果、活かして得られる能力であり、「技術」は作り出され、引き継がれるものである。「基礎技能」では保育者養成校の学生を主体としているため、そこに付随する能力である「技能」に焦点が当てられた。それに対して「保育表現技術」は、表現活動や遊びを通して経験や周囲の環境との関わりを展開する子どもを主体として、そこで使用される「技術」に焦点が当てられた。「基礎技能」において「技能」と称されていたのは、保育者養成校の学生の学びと成長を見据えていたと思われる。「保育表現技術」で「技術」という言葉に変更されたのは、保育者が技能を身につけていることは当然として、保育現場でその技術を活用することを目標としたことが推測できる。

また、教科目の主体にも、改正による三つ目の変更が見られる。「基礎技能」の目標部分において、「させる」とあった文章の末尾が、「保育表現技術」では「習得する」となり、教員を主体とする記述から、学生を主体とする記述に置き換えられ、学ぶ側を主体とした

書き方になっていた。教科目の位置づけは現場の子どもの保育を見据えたものであるが、その授業内容の主体は学生であることが明確になったといえる。

そして、改正による四つ目の変更は、平成20年に出された保育所保育指針で、保育所に教育機関としての機能が追加された点である⁶⁾。平成11年の保育所保育指針では、子ども自身に対する教育的要素は見られず、養成校における教育の目標は、その学生の保育者としての知識と技能の習熟までであった⁷⁾。唯一、「子どもの連続的な発達等を考慮して、互いに理解を深めるとともに、子どもが入学に向かって期待感を持ち、自信と積極性を持って生活できるように指導計画の作成に当たって配慮する」という小学校との関係に関する記述にとどまっていた。

それに対して平成20年の保育所保育指針では、子どもへの「教育」の視点が追加され、教育の対象の学生の未来にいる保育現場の子どもに移行した。「保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うこと」とされ、「養護に関わるねらい及び内容」に「教育に関わるねらい及び内容」の視点が追加された。「教育」は、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助であり、保育内容領域「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」及び「表現」の5領域から構成されるものと位置づけられた⁷⁾。この背景には、幼児教育や小学校への学びの連続性の強化、親の多様な働き方への柔軟な対応等、働く保護者の代わりに養護するという従来の役割に加えて、教育機関としての期待の高まりがある。「養護」と「教育」の両方を実現できる保育者を育成するためにどのような教育が有効であるかは、議論と研究が継続している。現在、各保育者養成校独自の創意工夫と裁量に任されており、その理念を現実にする具体的な教育内容も示されない中で、困惑した養成校の担当教員も少なくないのではないかと考える。

4. 教科目「保育表現技術」の捉え方と養成校の課題

4-1. 教科目「保育表現技術」の捉え方

改正当時は、教科目「保育表現技術」の捉え方や授業実践のあり方等、保育表現技術担当教員による活発な議論があり、多くの取り組みがなされた。

平成23年に開かれた全国保育士養成協議会セミナーの第4分科会「新保育士養成課程の展開と課題」では、

改正によって保育現場の子どもに視点が移ったことで、教員の資質に関わる課題が浮き彫りになっていることがわかった⁸⁾。具体的には、「基礎技能」の担当教員が音楽や美術を専門とし保育経験が少ない教員がいることや、教員間の保育に関する共通認識がないこと等である。

また、同じセミナーの第9分科会では、「音楽表現系教科目の意義と授業実践」をテーマに論じたところ、従来の「基礎技能」を踏襲する意見と、豊かな表現力を持った学生の養成を目指す意見に二分された様子が見られた⁹⁾。

前者には「ピアノを基本として楽譜の読み方や子どもたちへの指導の際に必要な基本的技術」を求める保育者の意見や、従来の教科目「基礎技能」のように器楽、声楽という枠組みで鍵盤楽器の奏法の習得や演奏技術の習得を目指すという保育者養成校の報告があった。その中で出た教育上の問題として、「音程が取れない、楽譜が読めない学生への対応」、「演習や実習における学生の表現の乏しさ」等、学生に基本的な表現の技術と知識を習得させる難しさが指摘され、学生の表現力をどう育てるかという問題が改めて浮き彫りになった。

後者には、「子どもたちが音楽表現活動を通して心身ともに健やかに成長していく」や「適切な言葉がけや配慮ができる保育者」、「ピアノに拘らず様々な音を活用して音の楽しさを伝えていくという発想の転換」を求める意見が相次いだ。また、保育者養成校の教員が保育学という総合的な視点から音楽を捉え直す必要性や音楽を表現の一部として捉えていくことも大切であるという意見もあった。一方で、「保育表現技術」の取り組みの紹介では、専門の異なる複数の教員が連携して担当する授業が紹介され、学生が表現の多様性を獲得する様子が示された。さらに、今後は教科目「保育表現技術」について養成校教員と保育現場の園長、保育者の間の意見交換の必要性も指摘された。養成校と現場が一体になることで、保育の視座に立った新たな表現の技術を探る可能性が示唆された。

平成24年の全国保育士養成協議会セミナーの第4分科会では、保育現場から、「生きていること全てが表現である」、「表現を誘発するための環境への配慮」や「表現できない子への対応」、「保護者の表現や子どもの表現への理解」、「表現を絵画・劇・ピアノ・セリフ・身体表現と縦割りにするのではなく総合的に捉えていく必要がある」等の意見が出された¹⁰⁾。養成校教員

からは、身体、音楽、造形、言語の4つの表現分野を担当する教員間の連携の必要性とともに、各表現分野の課題が指摘された。特に、学生がピアノ等の技能の習得で精一杯で余裕がない中で、表現の本質をどう学ぶかが課題として挙げられた。これは、表現をそれぞれ表現の特性、形態も異なる身体、音楽、造形、言語の4つの表現分野で捉えることによる分断が起こした問題の指摘といえる。

全国大学音楽教育学会中・四国地区学会の平成24年度の研究大会においても、当時保育士養成課程検討委員であった矢藤より保育士養成課程改正の趣旨と「保育表現技術」の意味や音楽との関連についての説明を受け、活発な議論が展開された¹¹⁾。「演奏技術等に主眼が置かれるケースが多い」、「音楽領域は非常勤講師が担当することが多い」、「音楽領域は保育を機軸とした科目として一貫していると言えない」と指摘し、養成校のカリキュラムにおける位置づけと工夫が必要、採用試験におけるピアノ重視の対策や保育の質の向上と音楽の役割の明確化が課題であると示唆した。これらの指摘は、これまで保育に基礎技能「音楽」が必要であると疑う余地のなかった担当教員にとって、大きな課題を投げかけられたといっても過言ではない。

文部科学省平成21-22年度先導的の大学改革推進委託事業による「短期大学における今後の役割・機能に関する調査研究」の成果報告書の中では、次のように保育者養成機関と現場とのかい離が浮き彫りになった¹²⁾。幼児教育に関連する「個別的・具体的保育知識・実践力」について、短期大学が最も力を入れて育成している力は「ピアノ技術」であり、2位は「豊かな表現力」、3位は「子どもを見守り支援する力」であった。この結果を受けて、保育所を対象とした訪問調査を行ったところ、「ピアノもできた方がよいが、最も重要なことではない」「(短期大学の)ピアノ重視は驚きですね。(中略)今は保育の在り方が大きく変わっている」「ピアノ等は得意技の一つ。一人で保育をするわけではないので、一人にすべてが備わっている必要はない」といった回答が得られた。一方、「やはりピアノができる保育者は音楽の活動を多く取り入れているので、子どもたちの音楽的環境が豊かになる」という意見もあり、ピアノが苦手な学生も保育の現場では積極的に音楽活動を取り入れられるように教えていく必要性が感じられるものであった。

平成25年度の全国大学音楽教育学会中・四国地区学会大会における「保育者の音楽表現技術をどう捉え

るか」についてのシンポジウムでは、教科目の改正から2年経過した中で、地区学会会員校における改正前後のカリキュラム構成の現状や音楽の授業の実践報告、さらに、保育現場からの保育表現技術の捉え方等各々の立場から保育表現技術の解釈や捉え方について活発な意見交換が行われた¹³⁾。その中で、学会会員校6校を対象とした保育者養成校における保育表現技術(音楽分野)の科目名と授業内容調査結果が報告された。以下は、その保育表現技術(音楽分野)の科目名と授業内容の調査結果である。

- A校：音楽基礎演習，音楽Ⅰ～Ⅳ，楽典，子どもの音楽的発達，発声法，ピアノ演奏技術，子どもの歌の弾き歌い
- B校：基礎音楽A，楽典，子どもの歌の弾き歌い
- C校：音楽Ⅰ・Ⅱ，基礎音楽Ⅰ・Ⅱ，器楽Ⅰ・Ⅱ，楽典，ピアノ演奏技術，発声法，歌唱技術
- D校：音楽Ⅰ～Ⅳ
- E校：基礎技能音楽A，音楽B
- F校：音楽Ⅰ～Ⅳ，楽典，ピアノ技術，声楽，弾き歌い，簡易打楽器の奏法，合奏，即興演奏

これらの教科目名を概観すると、「音楽」という名称が大半で「表現技術」の科目名は見当たらない。授業内容は、音楽の基礎知識と技術の習得を目標とし、楽典、ソルフェージュ、発声法、歌唱法、また、ピアノ演奏技術と子どもの歌の弾き歌いが中心で改正前の「基礎技能」の多くの内容がそのまま実施されていた。表現の技術はピアノの技術、弾き歌いの技術の習得が重要視され、これらの技術を備えて初めて表現ができるようになるという前提があるといえる。

改正後に展開された保育者養成校の教科目「保育表現技術」に関する以上の議論には、共通して次のような課題が見られる。保育所保育指針や保育現場の視点からは、ピアノ等の基礎技能に拘らない現実の子どもの表現を中心とした内容が必要であることがわかる。教科目「保育表現技術」では、従来の基礎技能の専門的知識・技能ごとの独立した枠組みではなく、実際の子どもの表現に対応する一体化した新たな教育的枠組みが求められている。

しかし、現状では、授業や教員間の連携、保育現場との連携、共通認識が十分ではないという大きな課題がある。具体的には、学生自身の表現力をどのように向上させるかという保育者養成校の苦心の様子が見ら

れた。また、担当教員のピアノや造形の技能に関する専門性の高さと、保育現場のニーズのバランスの問題も浮き彫りになったといえる。そして、これらの課題を克服する手段として、教員間の連携や養成校と保育現場の連携を密にする必要性が導き出された。

4-2. 「保育表現技術」の趣旨を具現化するための課題

上記のように保育者養成校のカリキュラム内容が子どもを中心に作成されることは、保育の質の向上に大きく貢献すると思われる。保育表現技術の音楽表現の内容には次のようなものが含まれている。

1. 子どもの発達と音楽表現に関する知識と技術
2. 身近な自然やものの音や音色、人の声や音楽等に親しむ経験と保育の環境
3. 子どもの経験や様々な表現活動と音楽表現とを結びつける遊びの展開

しかし、保育者養成校の中には、この内容の趣旨や価値を理解しながらも、次のように、実質的な変化に踏み込めない場合もある。それは、改正前の「基礎技能（音楽）」の授業に始まった技能の習得に多大な時間を必要とする「ピアノ」の位置づけの問題である。保育士養成課程に「基礎技能」が置かれた1970年には、教科目「音楽」「図画工作」「体育」が必修6単位で設定されていたが、2001年には、必須4単位と2単位が減少し、必然的に「音楽」のピアノの技能を習得する余裕も削られた。さらに、高校で音楽は選択制であり、学生は音楽と関わる機会は減っているため、入学時にピアノが弾けない学生や楽譜が読めない学生も少なくない。

一方で、養成校の教員や保育の現場では、子どもの歌にはピアノ伴奏が望ましい、日々の活動の中でピアノが習慣づけられている、発表会でピアノを使用することもある等、ピアノのニーズは非常に高い、という認識がある。採用試験にもピアノの実技を課す保育所・幼稚園が多い。

学生の技術習得の機会が減る中、養成校の担当教員は保育現場と学生の技術の未熟さの板ばさみの中で、いかに短期間で効率良くピアノ演奏技術や弾き歌いの技術を身に付けさせるかが求められた。

倉掛はピアノ初心者に短時間で読譜力を付ける取り組みとして、音読の効果を挙げている¹⁴⁾。また、後藤は、養成校におけるピアノ指導研究においてコードを使っ

た両手伴奏法の導入を探っている¹⁵⁾。

このようにピアノ演奏技術の習得を重視する傾向は養成校において現在も続いているといえる。また、保育現場でも養成校教員も子どもの歌には伴奏付けが必要であるという固定観念が存在している。近年では簡易伴奏法を追求するあまり楽曲における和声法や音楽性、豊かな曲想、表現力といったものが学生からは、軽視されているようにも推察される。

吉森¹⁶⁾は、保育実習でピアノの課題が出されることが多いことや、採用試験でのピアノ実技試験が多く園で出されることが、養成校の教育がピアノ演奏に偏る要因になっていると問題視した。また、平井¹⁷⁾のオーストリア、ドイツのキンダーガーデンにおけるピアノ未使用の取り組みを例に、ピアノ以外の得意な楽器を使った手遊び、わらべ歌等子どもと一緒に動作を伴いながらできる音楽表現技術力を身につけることの重要性を指摘した。

以上より、子どもの歌にピアノ伴奏を付けるという既成概念に拘らず、ピアノという鍵盤楽器を使った様々な音楽表現遊びの展開を考案する必要もあるだろう。ピアノの本来の役割、特に子どもの声や言葉による活動を中心とした表現において、ピアノをどう役立てることができるかを考えると、自ずと保育者養成校で学ぶ必要のある演奏の技術は導き出せるのではないだろうか。

5. 保育内容領域「表現」から見た「保育表現技術」

5-1. 保育所保育指針から具体的内容を考える

前述のように、平成20年の保育所保育指針では、従来の「養護」に「教育」の観点を一体化させた保育の内容が示されていた。これは、平成18年に改正された教育基本法において幼児期の教育の振興が盛り込まれ、就学前の教育の充実が課題とされることに由来するものである⁶⁾。

保育現場における子どもの音楽活動では歌う活動が主な活動であり、声による表現や歌う活動における表現技術、表現力こそ保育の中で最も必要な技術と考える。しかし、習熟に時間と手間のかかるピアノの技術が優先されることで、結果的に学生の歌唱や言葉による表現の技術はそれほど求められていない。

保育内容領域に重点を置き、保育現場において子ども自らの経験や周囲の環境との関わりを様々な表現活動や遊びを通して展開していくためには、ピアノより

も、声による言葉や歌のやりとりの技術が重要なのではないだろうか。

平成20年の保育所保育指針⁶⁾の「教育に関わるねらい及び内容」には、保育表現技術と最もつながりの深い「表現」の項目において「感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。」とある。この保育所保育指針にはピアノ等の特定の技能を必要とする内容は含まれていない。「表現」のねらいと内容は「保育表現技術」との関連が次のように見られる。まず指針のねらいには「いろいろな物の美しさなどに対する豊かな感性を持つ」、「感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ」、「生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ」とある。このねらいは「保育表現技術」の目標である「子どもの遊びを豊かに展開するために必要な知識や技術」や、その内容の「子どもの遊びやイメージを豊かにし、感性を養うための環境構成と保育の展開」と対応付けられている。

また指針の内容には「保育士等と一緒に歌ったり、手遊びをしたり、リズムに合わせて体を動かしたりして遊ぶ」「様々なでき事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう」「感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりする」「音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりする楽しさを味わう」等とある⁷⁾。これらは「保育表現技術」の内容にある「子どもの経験や様々な表現活動と音楽表現とを結びつける遊びの展開」に集約されていると思われる。

また、保育所保育指針の解説書では、保育内容領域「表現」とどまらず、他の4領域や各発達段階の解説、ほとんどの項目において、子どもの「表現」や「表現する意欲」の記載があり、100項目に及ぶ⁶⁾。

カリキュラム改正の中で教科目「保育表現技術」の目的と内容は、保育者養成校の裁量に委ねられる部分が大きいのであっても、従来のピアノの技能を条件とした方針では、その改正の真の目標には届かないのではないだろうか。保育者はピアノの技能以上に、子どもの豊かな表現活動のための保育の展開や環境構成の技術を習得しておく必要がある。

5-2. 保育内容領域「表現」から「保育表現技術」を理解する

「保育表現技術」と保育内容領域「表現」は、共に

「表現」という言葉が使われている。保育内容演習の中で領域「表現」は「保育表現技術」と同様に、感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにすることが保育内容として挙げられている。より具体的には、両者の間に、「素材に触れて楽しむ」と「身体表現」、「イメージする」「伝え合う楽しさ」「自由にかいたり、つくったり」「音楽に親しみ～」等、互いに関連が強い要素が多い⁶⁾。

保育内容領域「表現」に記載された具体的な内容を実際の子どもの遊びから捉えると、4つの表現活動がそれぞれ単独で展開されるのではなく、多様な表現活動が連動していることは明らかである。逆に、表現分野を固定してしまえば、子どもの豊かな表現を阻害することになるであろう。保育の環境や遊びが展開される中で、表現から表現へと展開ができることが求められている。「保育の表現技術」は保育内容の観点から考えると、これまで専門的で特殊な訓練をイメージするような「基礎技能」とは異なり、その機軸は保育であることが分かる。そして、「保育表現技術」と保育内容領域「表現」は、独立の教科ではなく太いパイプで連動しているといえる。

6. 結論 「保育表現技術」の教育の方向性

6-1. 「保育表現技術」の位置づけ

本稿では、保育者養成機関における改正前の「基礎技能」および改正後の「保育表現技術」の捉え方や両教科目のカリキュラムから変更点を分析し、さらに、保育内容領域「表現」との関係性について検証することを試み、保育者養成校における「保育表現技術」の位置づけを明らかにしてきた。

改正前の「基礎技能」では保育現場における位置づけが曖昧であり、一見、音楽、造形分野では芸術系大学の養成を思い浮かべるような教科の内容であった。しかし、改正後では枠組みが「保育」に限定され、しかも子どもの表現活動のための保育者の技術習得がねらいとなっていることが明らかになった。確かに表現活動を行うためには、音楽分野や造形分野では基礎技能も身に付けて置く必要はあるであろう。しかし、これらの技術の習得が目的ではない。言い換えれば基礎技能の知識や技術の習得に止まらず、その知識や技術をいかに保育内容で役立てることができるかが問われている。そのために子どもの発達の理解と保育内容の

理解の上に立った表現技術の習得が求められている。

子どもの成長・発達に保育内容と子どもの遊びは重要な役割を果たすことは言うまでもない。子どもは、日々の保育の中で遊びを通して様々な表現の仕方を身に付けていき、幼少期に培われた豊かな表現力は、生涯にわたって様々なヒトやモノへのかかわりの基盤となり、豊かな人間性の育みや充実した生き方を創造していくものとする。その意味で、従来の「基礎技能」を子どもの発達との関係性で捉え直し、しかも保育内容領域「表現」の視点から、表現に深く係わる身体表現、音楽表現、造形表現、言語表現の4つの表現分野を「保育表現技術」の枠組みの中に入れたことは、大きな意味がある。

6-2. 「保育表現技術」における「表現」の捉え方

改正前の2004年に泉谷¹⁸⁾は、保育における音楽の位置づけと基礎技能について以下の提言をしている。基礎技能の一つである音楽の本来の目的について、子どもの発達過程の中で子ども自身が試行錯誤し、内面を発散させながら多様な表現を獲得していく営みを広げていくための活動形態と捉えた。そして、歌う活動を、言葉の獲得やモノづくり、絵を描く等、様々な表現の一部と位置付けている。また、子どもの表現を人間関係の基盤を確立していくために必要なファクターと捉え、保育の営みの中で行われる音楽的活動の目的は音楽的な能力を養うことではないとも述べている。さらに、基礎技能は保育者自身の音楽的素養と音楽的な援助でもあることから、養成校では、学生自身の音楽性を援助し、個々の学生の進度に合った音楽の自立の力を育てることが重要であると示唆した。

平田¹⁹⁾は、「感じて」「考えて」「行動する」内的循環論的に行動することが表現であるとし、表現とは“モノ化”，“音化”，“身振り化”，“ことば化”によって行われると説いている。

さらに、村上ら²⁰⁾は、子どもの表現の「やりとり」とサイクルのモデルの中で、表現の手段は、言葉・音・音楽・モノ・身体の動きという素材を通して行われると述べている。つまり、素材としての言葉・音・音楽・モノ・身体の動きこそが「保育表現技術」で言われる身体、音楽、造形、言語を指すといえる。細かく捉えるなら子どもが生涯にわたって生きていく上で必要な表現の方法を獲得していくために、身体・音楽・造形・言語という素材を使って表現活動を展開するための保育表現技術を習得すると解釈できるだろう。これらの

ことから、本改正は「基礎技能」を表現という視点で捉え、しかも保育内容領域「表現」を見据えた改定であったことが窺える。

6-3. 「保育表現技術」における各表現分野の連携

以上より、表現に深く係わる身体表現、音楽表現、造形表現、言語表現の4つの表現分野を「保育表現技術」の枠組みの中に連携しようとするのは、保育の現場において様々な表現活動と各分野の表現を結び付ける遊びの展開が求められていることから、大きな意味がある。しかし養成校における教育の実際を考えると、それを具現化することは容易ではない。その理由として、学生が授業を通して学ぶ表現技術と保育の現場で展開される子どもの表現の仕方の間にある二種類の隔たりが考えられる。一つは、子どもの表現の多様性と養成校の4つの表現分野（音楽・造形・身体・言語）の多様性の隔りである。もう一つは、養成校と保育現場の間にある、保育内容の捉え方や必要とする知識・技能に関する隔りである。

まず、表現の多様性に関する隔りは、養成校のカリキュラムに起因するものである。子どもの中では多様な表現が豊かに展開するが、養成校では教員の専門によって表現分野が分かれている。

子どもは自ら表現していく時、それぞれの表現分野の枠組みで表現活動を行うわけではない。子どもは感じたことや心のメッセージを、その場その場で感性を発揮しながら、様々な表現方法を組み合わせ、連携しながら表現していく。例えば、音楽の表現には言葉の表現が含まれ、身体表現をも誘導していき、造形表現が加わることでより視覚を通した豊かな表現にも発展していく。また、造形表現から始まった表現活動は、言葉を介したやりとりや作ったモノを何かに見立てて即興的な歌唱表現が生まれることもある。このように造形表現から始まった表現行動が他の表現と結びつくことで、さらに豊かな表現活動へ展開していくこともある。本来、各表現活動を分野ごとに捉えることは、表現を制約することになり、現実的ではない。

しかし、養成校の表現分野担当の教員には専門的な知識・技能を教授する能力を持つ人材が配属される傾向がある。必然的に音楽大学や芸術大学、体育大学の出身者の割合が多い。「保育表現技術」の内容から考えると、子どもが表現活動を展開するように、分野を超えて表現活動を総合的に教授する能力が求められている。それぞれの専門性を通して授業の内容を構築し

てきた教員が、4つの表現分野をどのように連携させながら子どもの表現活動を構造化していくかの視点を持つことは直にできることではない。しかし、実際の授業では専門とする表現分野と他の表現分野との連携を視野に入れた展開を試み、総合的な保育表現技術の獲得につなげていくことは可能であろう。

例として、子どもの音楽表現活動の歌唱活動を、他の表現分野の表現活動に結びつける可能性について考える。子どもは歌うとき、何を感じとり、何を通して表現するであろうか。伴奏や他の子どもや保育者の出す音やメロディー以外にも、つまり音楽以外にも多様なものを感じとっている。周りの人の様子や環境、自分の声や反応を受けとめてくれる人の存在、歌っているときの身体感覚、言葉による表現等、歌を通して他の多くの表現のやりとりが発生する。このような子どもの可能性を意識することによって、保育環境や保育計画を含め、保育内容が大きく変わる。例えば、歌唱を多様で豊かな表現活動の展開の契機とすると、歌からイメージした描画や身体表現、逆に歌いながら描く、即興的に詞を作って歌う等が考えられる。

もう一つの隔たり、保育者養成校と保育現場の間にある保育内容の捉え方の違いは、本来の保育表現技術の目的である、子どもの様々な表現活動と各分野の表現を結びつける遊びの展開に必要な知識・技術を習得することを難しくしている。その一つの例として、ピアノの演奏技術についての認識がある。ピアノの演奏技術は、養成校において学生が最も技能の習得に時間と労力を費やす一つである。ピアノの技術がないままに養成校に入学する学生も少なくない。基礎的な技能の習得に苦心し、子どもの表現活動に結びつけるまでに至らないことも多いのではないだろうか。

この保育内容の捉え方の問題について新海²¹⁾は、ピアノ演奏等にみられる実技系科目に関して、学生に音楽的知識・能力・技術を習得させる際に、子どもの豊かな感性を育み、主体的な活動を促すことを前提として教授活動が行われていないのではないかと注意を促した。新海は「保育における音楽」という視点で、学生が子どもたちの感性に訴えかけることのできる演奏表現技術を習得する為には学生自身の音楽性や音楽的感情表現を養うことのできる指導を行う必要があると主張した。

また、宮脇²²⁾の保育者養成校を対象としたピアノ指導の現状の調査結果からは、現場に即していない養成校の技術指導や保育現場の採用試験の内容が子ども

のためのものではないことへの批判が見られるとともに、学生の意欲の低下や練習不足が指摘された。

一方、幼稚園・保育所の音楽表現活動の実態を検討した大野・赤井²³⁾の調査結果から、現場でのピアノ活用の頻度は園によって差が見られ、絶対数としてピアノが必ずしも活用されているわけではなく、ピアノが園での音楽活動を直接的に支える基盤となっていないことがわかった。

しかし、幼稚園、保育所での採用試験を見ると、依然としてピアノの一般的な技能が問われることが多い。衣川ら²⁴⁾の調査によれば、2013年、2014年の採用試験では、実技試験と面接試験の割合がほぼ半数で実技試験が重視されている。さらに、実技試験の半分が音楽関係であり、そのうちの7割がピアノの実技であった。その課題曲からバイエル・ブルグミュラー・ソナチネ・ソナタの教則本が重視されている傾向が見られた。

このように、保育所保育指針には「ピアノ」という文言はないにも関わらず、保育所・幼稚園は慣習的にピアノの演奏技能を採用の基準にしており、保育者養成校もそれに沿った教育を行っている。これらの齟齬を解消するには、保育所保育指針に基づいた養成校と保育の現場の間の連携が必要である。ただし、連携を可能にするには、保育における音楽の役割を再考察し、両者が本来の意味で、子どもに何が必要かを問い直すことが必要なのではないだろうか。

そこで、歌唱活動におけるピアノ伴奏の意味を明らかにし、必要な音楽表現技術のレベルを探ってみたい。ピアノは楽器の特性から、叩けば容易に正確な音が出る。そして、音量や音色、ダイナミクス、リズムにバリエーションをつけやすく、子どもの発声や歌唱、身体の動きを引き出しやすい。また、歌う行為において伴奏楽器を使用する意味を考えると、アカペラの場合には自分自身を楽器として、発声や音程、リズム、そして他者との音楽的なやりとりにおいて強い自律性が求められる。しかし、伴奏音に支えられながら歌うことによって、一体感がもたらされ、リラックスした表現活動が可能になる。特にピアノは上記の特性から、伴奏楽器として適しているといえる。ピアノは、弾きながら歌うこともでき、子どもの身体表現にも使え、音や音楽を伴った子どもの遊びの中で様々な活用が可能な楽器である。習得するピアノの技術は、これらの活動を見据えていなければならない。

6-4. 保育表現技術の共通認識を図る必要性、保育現場と保育者養成校、学生との連携

質の高い保育を誰もが目指しているにもかかわらず保育現場、保育者養成校、そして保育者を目指す学生の三者の間では、必ずしも保育のイメージが共有されているわけではない。

保育現場において実習や採用試験においてピアノの実技が求められることから、学生も養成校の担当教員も技術偏重におちいりやすく、他の表現技術の習得よりもピアノのレッスンを重んじる傾向にある。

しかし、保育現場では保育内容や子どもの遊びを展開する上で、高度な技術を必要とするわけではない。音楽表現に係わる知識や技術の習得の目標のイメージについては、養成校教員と保育現場の間にかい離があり、それを解消するためには、保育現場のニーズを養成校教員が正確に理解できるよう、密に連携し、その上で授業内容を検討する必要がある。それによって、子どもの発達の理解の基、子どもの表現を広くとらえ、4つの表現分野にわたる表現技術を総合的に習得し、臨機応変に活用できる保育者を養成できるのではないだろうか。

特殊な技術や訓練が求められる音楽表現技術の分野では特に、養成校教員と保育現場職員による教科目「保育表現技術」の共通理解を押し進め、保育内容や子どもの遊び、表現活動の具体的な事例や実践を学生に呈示しながら授業を展開することを試みなければならないだろう。養成校においては音楽表現技術にかかわる教員と学生との互いの理解を深める必要がある。教員が求める保育者像を学生が確実に掴み、さらに、学生の音楽表現技術のレベルや学びの意欲・目標とする保育者像を教員側が理解することによって、音楽表現技術にかかわる共通認識も深まると考える。

例えば、櫻井²⁵⁾は学生の音楽表現領域の苦手意識を軽減する方法として、従来の読譜やピアノ演奏の練習から離れ、意図的に摸唱や摸奏を挿入することや、学習課題の言語化や学生同士の討論の機会を増やすこと等、授業の事例を報告した。これは、旧態前の受動的なピアノのレッスンから学生参加型のアクティブラーニングの手法を取り入れた取り組みともいえ、学生の保育表現技術の理解の一助にもなる。

7. 総合考察

平成22年に改正された「保育表現技術」改正の趣

旨は、子どもの表現を広義に解釈し保育現場に沿った子どもの活動や遊びを促していくための保育表現技術の習得を目指すことであった。

本稿では改正に至った経緯・変遷をたどることを通して、「基礎技能」と「保育表現技術」のカリキュラム内容と、その視点を検討した。それによって、養成校を主体とする学生の技能の視点から、保育の現場を主体とする学生が将来子どもに役立てる技術の視点へと転換が図られたことを明らかにした。その中で、保育の現場と養成校、そして、学生の間でカリキュラム変更後の表現活動の具体的内容等のイメージが共有されていないという、改正の趣旨を具現化する上での課題が明らかになった。

「保育表現技術」の捉え方については、養成校教員間の共通の認識をはかり、同時に音楽表現に係わる知識や技術の習得の捉え方については、養成校教員と保育現場職員による教科目「保育表現技術」の共通理解を押し進める必要があるであろう。

平成31年度には新しい幼稚園教諭養成課程が施行される。今後の保育士養成課程、幼稚園教諭養成課程の改正によって、保育者養成校は、表現領域にかかわる技術習得に向け、養成課程における共通認識を持ちながら、新たなスタートラインに立つことになるといえる。これまでの「基礎技能」の重視から、保育・幼児教育の現場を見据え、子ども遊びを豊かに展開するための表現技術の習得へ向け「保育表現技術」及び新教科目の領域「表現」、保育内容「表現」の指導法にかかわる授業内容を精査し、学生の表現技術習得を目指していかなければならない。

今後は、4つの表現分野の各々の独自性や特性を理解し、子どもの発達における位置づけや意味性を明らかにすること、また、子どもの遊びを豊かに展開するためには、どのレベルまで保育技術を習得すれば良いのか具体的に提示する必要がある。一方、教科目「保育表現技術」と保育内容領域「表現」との連続性を見据えたシラバスデザインの構築が急がれる。

これらの課題に取り組んでいくことによって、我々表現技術担当教員の課題ともいえる「子どもの育ちに音楽の表現技術が貢献しているというエビデンス、また、保育に音楽が必要か、保育者に音楽技術まで必要か」を明らかにすることができるかと確信する。

そして、「保育表現技術」の習得と合わせて学生の豊かな感性や感受性及び保育現場で通用する表現力をどう育てていくかの検討も忘れてはならない。

引用文献

- 1) 厚生労働省：保育士養成課程等検討会資料：社団法人国保育士養成協議会，160-161，155-156，2010.
- 2) 全国保育士養成協議会資料：社団法人国保育士養成協議会，7，2010.
- 3) 久光明美，村上玲子，三島瑞穂，安達雅彦：保育士養成校教員における養成課程改正後の教科目「保育表現技術」の捉え方，全国保育士養成協議会第55回研究大会研究発表論文集，118，2016.
- 4) 一般社団法人 保育教諭養成課程研究会：平成28年度幼稚園教諭の養成課程モデルカリキュラムの開発に向けた調査研究－幼稚園教諭の資質能力の視点から養成課程の質保証を考える－，2017.
- 5) 厚生労働省：第六回保育士養成課程等検討会資料3，2017.
- 6) 厚生労働省：保育所保育指針解説書，55-103，フレーベル館，2008.
- 7) 厚生労働省：保育所保育指針 pp10-43，厚生省児童家庭局（現厚生労働省雇用均等・児童家庭局），1999.
- 8) 全国保育士養成協議会：保育士養成資料集第55号，平成23年度全国保育士養成協議会セミナー報告書，133-138，2012.
- 9) 全国保育士養成協議会：保育士養成資料集第55号，平成23年度全国保育士養成協議会セミナー報告書，162-167，2012.
- 10) 全国保育士養成協議会：保育士養成資料集第57号，平成24年度全国保育士養成協議会セミナー報告書，175-179，2013.
- 11) 矢藤誠慈郎：講演「保育士養成課程改正の趣旨と「保育の表現技術」」，平成24年度全国大学音楽教育学会中・四国地区学会総会・研究会，2012.
- 12) 佐藤弘毅：平成21-22年度先導的の大学改革推進委託事業「短期大学における今後の役割・機能に関する調査研究」成果報告書，2011.
- 13) 村上玲子：「保育表現技術」の意味するところ保育者の音楽表現技術をどう捉えるか－，平成24年度全国大学音楽教育学会中・四国地区学会総会・研究会，2013.
- 14) 倉掛妙子：保育者養成大学のピアノ指導に関する研究（ⅴ）－ピアノ初心者に短時間で読譜力をつける取り組みを通して－，日本保育学会第67回大会要旨集，809，2014.
- 15) 後藤紀子：保育者養成校におけるピアノ指導研究－伴奏指導，旋律の有無－日本保育学会第67回大会要旨集，513，2014.
- 16) 吉森恵：保育者養成における音楽表現技術指導の一考察，日本保育学会第69回大会要旨集，807，2016.
- 17) 平井信義：保育のために，p275，新曜社，1986
- 18) 泉谷千晶：乳幼児の発達過程における「音楽表現活動」の視点，全国大学音楽教育学会研究紀要第15号，13-24，2004.
- 19) 平田智久：新幼稚園教育要領・新保育所保育指針のすべて73-78，無藤隆・柴崎正行編，別冊発達29，ミネルヴァ書房，2009.
- 20) 村上玲子，櫻井琴音，上谷裕子著：アクティブラーニングを取り入れた子どもの発達と音楽表現，学文社，3-6，2015.
- 21) 新海節：保育者養成校におけるピアノ教育，藤女子大学紀要，第49号，第Ⅱ部，147-153，2012.
- 22) 宮脇長谷子：保育者養成におけるピアノ指導の現状と課題－養成校へのアンケート調査を通して－，静岡県立短期大学部研究紀要，15-W号，2001.
- 23) 大野恵美，赤井裕美：保育現場の音楽表現活動の実態と短大教育の在り方に関する研究－保育者養成校における音楽教育－，湘北紀要，34，1-29，2013.
- 24) 衣川久美子，山崎和子，由井敦子：幼稚園・保育所（園）・小学校の採用試験における音楽に関する出題傾向－総合子ども学科2011年～2014年の求人票の経年分析と就職状況－，甲南女子大学研究紀要，人間科学編（52），59-78，2016.
- 25) 櫻井琴音：音楽表現領域の授業構成に関する研究，日本保育学会第69回大会要旨集，488，2016.

